# ◆ 商品概要説明書

| 商品名（愛称） | | きょうえい相続定期預金「家族への想い」<br>（相続預金「家族への想い」） |
|---|---|---|
| 対象者 | | ○ 相続により取得した資金（他の金融機関を含む）を相続お手続き終了後、２年以内に新規にお預けいただける個人の方に限ります。<br>※ お申込時に以下の書類が必要となります。<br>「お預入れされる方が相続人であること」「相続手続きの完了日」「相続により取得した金額」が確認できる書類。<br>例：遺産分割協議書、金融機関に提出した相続依頼書、遺言書（検証済みのもの）、被相続人名義の解約済み通帳または計算書等（いずれも写しで可能です。） |
| 期間 | | ○ １年<br>※ 自動継続（元金継続・元利金継続）のみのお取扱いとなります。 |
| 預入方法 | 預入方法 | ○ 申込時一括預入となります。 |
| | 預入金額 | ○ １０万円以上で、お受取りになった相続資金の範囲内<br>※ 預入は１店舗に限らせていただきます。 |
| | 預入種類 | ○ 預入金額１０万円以上１千万円未満<br>スーパー定期〔単利型〕(300 万円以上はスーパー定期 300)<br>○ 預入金額１千万円以上<br>大口定期預金〔単利型〕 |
| | 預入単位 | ○ １円 |
| 払戻方法 | | ○ 満期日以後に一括して払い戻しします。 |
| 利息 | 適用金利 | ○ スーパー定期・大口定期の店頭表示金利＋０．２０％<br>※ 上記の金利は当初１年間のみ適用され、初回満期日以降はその時点での店頭表示金利にて自動継続されます。 |
| | 利払頻度 | ○ 満期日以後に一括して支払います。 |
| | 計算方法 | ○ 預入日から満期日前日までの期間について、付利単位を１円とし、１年を３６５日とする日割計算で支払います。（円未満切捨て） |
| 税金 | | ○ 利息額に対して２０％（国税１５％、地方税５％）の預金利子税が必要となります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。<br>※ 平成２５年1月１日から平成４９年１２月３１日までの２５年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、２０．３１５％の源泉分離課税(国税１５．３１５％、地方税５％)となります。 |
| 手数料 | | ― |
| 付加できる特約事項 | | ○ 有資格者の方は、非課税貯蓄申告制度(マル優)のご利用ができます。<br>○ この預金は、「総合口座」の担保とすることができます。<br>貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５%上乗せした利率となります。 |
| 中途解約時の取扱い | | ○ 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第４位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。<br>〔スーパー定期・スーパー定期３００の場合〕（預入期間１年）<br>① 預入日から６か月未満 ･････････････････ 解約日における普通預金の利率<br>② 預入日から６か月以上１年未満 ････････ 約定利率×５０％<br>ただし、計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、普通預金の利率とします。<br>〔大口定期預金の場合〕（預入期間１年）<br>① 預入日から１か月未満に解約の場合<br>次のＡ、ＢおよびＣ（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切り捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が「０％を下回る」ときは「０％」とします。）のうち、最も低い利率を適用します。<br>Ａ．解約日における普通預金の利率<br>Ｂ．約定利率 － 約定利率×３０％ |

| | |
|---|---|
| 中途解約時の取扱い | C．　約定利率 － $\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$<br>※「基準利率」とは、中途解約日から満期日までこの預金の元金を預け入れ直した場合に適用される当組合所定の利率をいいます。<br>②　預入日から１か月以後に解約の場合<br>前①のＢ、Ｃ（算式により計算した利率の小数点第４位以下は切り捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が「０％を下回る」ときは「０％」とします。）のうち、最も低い利率を適用します。 |
| 金利情報の入手方法 | ○ 金利は、店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。 |
| 預金保険について | **○ 預金保険制度の付保対象預金です。**<br>○ 預金保険によって、元本１，０００万円まで（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計します。）とその利息が保護の対象となります。<br>※　なお、１，０００万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。 |
| 苦情処理措置<br>紛争解決措置 | **○ 苦情処理措置**<br>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある「営業店」または「お客様相談室」をご利用ください。<br>**【協栄信用組合（総務部）「お客様相談室」】**<br>電話番号：０１２０－６６－１５３４<br>受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）<br>受付時間：９時００分～１７時００分<br>なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。<br>ホームページアドレス　http://www.kyoei-shinkumi.jp/<br>**○ 紛争解決措置**<br>**新潟県弁護士会示談あっせんセンター（電話：０２５－２２２－５５３３）**<br>東京弁護士会 紛争解決センター　（電話：０３－３５８１－００３１）<br>第一東京弁護士会 仲裁センター　（電話：０３－３５９５－８５８８）<br>第二東京弁護士会 仲裁センター　（電話：０３－３５８１－２２４９）<br>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合（総務部）「お客様相談室」、又は下記の「新潟県信用組合協会」、「しんくみ相談所」にお申し出ください。<br>なお、仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。<br>① 移管調停：　東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。<br>② 現地調停：　東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会事務所と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。<br>※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 |

| 名　称 | 新潟県信用組合協会 | しんくみ相談所<br>【一般社団法人全国信用組合中央協会】 |
|---|---|---|
| 住　所 | 〒950-0088<br>新潟市中央区万代 1-1-28 | 〒104-0031<br>東京都中央区京橋 1-9-5 |
| 電話番号 | 025－247－7433 | 03－3567－2456 |
| 受付日<br>受付時間 | 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び信用組合の休業日は除く）<br>９時００分～１７時００分 | |

| | |
|---|---|
| その他参考となる事項 | ○ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率により支払います。 |

協栄信用組合

平成 30 年 3 月 19 日現在